

◎佐賀県条例第3号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和24年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 警察の職員</p> <p> 警察官 1,717人</p> <p> その他の職員 <u>295人</u></p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補（巡査部長を含む。）の現員が定員に満たないときは、総数1,717人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)</p> <p>(10) 地方公営企業の職員 <u>10人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 警察の職員</p> <p> 警察官 1,717人</p> <p> その他の職員 <u>297人</u></p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補（巡査部長を含む。）の現員が定員に満たないときは、総数1,717人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)</p> <p>(10) 地方公営企業の職員 <u>11人</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。